

経過 03年6月 雇用不安抱え4人の嘱託事務員が銀産労加入
03年7月7日 第一回団体交渉
03年7月13日 東京都労働委員会へ不当労働行為(不誠実団交)で救済申立
03年8月2名、9月2名が本社業務一部長崎移転(県・市から助成金など13億)を理由に雇止め解雇
04年4月16日 A I Gスター生命、銀産労配布ビラに対し損害賠償請求裁判提訴
04年8月4日 ジュネーブ国連欧州本部人権小委員会に於いて多国籍企業による人権侵害問題としてヒルトンホテル、A I Gスター生命事件を7分間英語でスピーチ
04年11月8日 来日した国連人権高等弁務官ルイズ・アルベールさんと懇談、コメント頂く
05年3月28日 東京地裁「ビラ裁判」で会社の請求棄却、組合全面勝利判決
05年4月15日 東京都労働委員会、誠実に団交すること、謝罪文掲示を命じた救済命令交付
05年9月28日 東京高裁「ビラ裁判」で会社の控訴棄却。会社側は最高裁上告断念、高裁判決確定
06年8月7日 中央労働委員会、会社の再審査申立全面棄却、救済命令出す
06年9月1日 A I Gは都労委に社長名で「命令に従い文書を掲示した」と命令履行届け提出
06年11月14日 命令受諾後、第1回団交、
07年1月31日 = 第2回団交、4月24日 = 第3回団交。会社は従来の主張に固執、解決の姿勢なし。

この争議は、アリコジャパンのTVコマーシャルで有名な多国籍企業A I Gグループの一員、A I Gスター生命(旧千代田生命)で長年正社員と同様な仕事をしていた嘱託事務員が、本社業務の一部を長崎へ移転するという、会社の一方的理由により解雇された事件です。非正規労働者が、生活の根底を奪われ、3年8ヶ月にもなりました。

会社は、団体交渉の最初から「この決定は上層部の決めたことで、いくら話し合っても何も変わらない、不服があるなら裁判で」「経営者は外人だから日本の法律はよく分からない、裁判の結論が出ればそれに従う」と交渉にはなりませんでした。

会社側の態度は、不誠実であり不当労働行為であるとして銀産労は都労委へ03年7月、救済申立を行いました。都労委は05年4月に組合側の主張を認め、会社側の団交態度は不誠実であり不当労働行為と認定、誠実に団体交渉を行なうことと謝罪文の掲示を命じました。会社側はこれを不服として、中労委へ不服申立をしました。

また、解雇撤回を求める銀行産業労働組合の配布していたビラで、会社の名誉・信用が毀損されたとして500万円の損害賠償と全国紙への謝罪広告を求める裁判を起こしてきました。しかし、東京地裁、高裁とも会社の請求を全面棄却、解雇の不当性にも言及し、A I Gスター生命は不誠実と判決文にも記載されました。会社は、最高裁上告を断念、高裁判決が確定しています。

中央労働委員会は、06年8月7日、A I Gスター生命の再審査申立を全面棄却、都労委命令通り誠実に団体交渉を行なうことと謝罪文の掲示を命じました。さらに中労委は、会社は自ら表明した意見なり主張について責任をもって解決策を検討する真面目さに欠けており、「甚だ不誠実な対応」と断じました。

会社は9月1日付社長名で東京都労働委員会あて命令履行の届けを提出、社内に謝罪文を掲示したことを届けました。しかし、謝罪文の名宛人である組合にはこのことを話さず、掲示文の確認をしたい旨申し入れを行いましたが、立ち入りを拒否、掲示の確認はできませんでした。

命令受諾後3回の団体交渉の中でも、会社は命令を軽んじ、相変わらず自らの主張に固執し、雇い止めは有効であると説明を繰り返し、自ら提案した新規雇用契約についても「採用の余地は全くない」とし、この結論で納得してもらいたいとしています。

引き続き交渉を続けながら、本社だけでなく全国の支社・営業所、グループ企業への宣伝要請を強め、非正規労働者が1600万人を超えているといわれている今、均等待遇を視野に、国際世論へも訴えながら解雇撤回まで頑張る決意です。